

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成27年8月31日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

(仮称)五條診療所賃貸借

2 入札物件の数量及び特質

「(仮称)五條診療所賃貸借仕様書」のとおり

3 履行期間

契約日から平成29年3月31日まで。但し、受注者は、履行期間終了後賃貸借物件を撤去し、土地を賃貸借物件建設以前の状態に復する義務を負う。

4 履行場所

奈良県五條市野原西6丁目173番5、154番6

五條市保健福祉センター ゲートボール場

5 入札方法

入札は、(仮称)五條診療所賃貸借一式の総計金額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができる。

(1)物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目01の賃貸業務で登録している者であること。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 構造が軽量鉄骨造又はＲＣ造で延床面積 200 m²以上の医療提供施設、事務所又は店舗を新築し賃貸借契約を締結し、履行した実績（奈良県内に限らない）がある者であること。
- (5) 設計業務について、建築士法（昭和 25 年法律 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

第 3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県医療政策部病院マネジメント課南和医療・県立病院係
電話番号 0742-27-8647 内線 3124
- 2 入札説明書・仕様書の交付期間
平成 27 年 8 月 31 日（月）から平成 27 年 9 月 4 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 入札説明会の開催
実施しません。
- 4 入開札の場所等
 - (1) 場所 奈良県庁 6 階 入札室
 - (2) 日時 平成 27 年 9 月 25 日（金）午前 10 時

第 4 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 2 入札保証金
免除する。
- 3 契約保証金
奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条に定めるところによる。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、第2を証明する必要な書類を提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札の日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (2) (1)の書類等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 契約書作成の要否

要する。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合がある。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同

じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

12 その他

詳細は、入札説明書による。